

令和3年(行コ)第4号 発電所運転停止命令義務付け請求控訴事件

控訴人兼被控訴人(一審被告) 国(処分行政庁:原子力規制委員会)

被控訴人(一審原告) X 1 ほか

控訴人(一審原告) X 5 1 ほか

参加人 関西電力株式会社

証 拠 説 明 書 (8)

令和4年11月14日

大阪高等裁判所第6民事部CE係 御中

一審被告訴訟代理人 熊谷明彦

一審被告指定代理人 鈴木和孝

山本剛

野村昌也

寺田太郎

伊東真依

田原慎士

村瀬佳敬

吉村征紘

寺部敦

蛭原 諒
布目 武
田中 浩 司
澤口 舜
窪田 公 樹
市川 正 志
浅野 優 介
平野 大 輔
鶴園 孝 夫
大浅田 薰
高橋 潤
大竹 史 惠
和田 佳保里
栗田 旭
大城 朝 久
仲村 淳 一
後藤 堯 人
藤田 悟 郎

上 村 香 織
井 藤 志 暢
吉 田 匡 志
田 上 雅 彦
小 林 源 裕
熊 谷 和 宣
湯 山 桃 子
村 田 太 一
村 川 正 徳
假 屋 一 成
吉 田 彩 乃
渡 邊 桂 一
澤 田 智 宏
内 藤 浩 行
世 良 田 鎮

略語は準備書面の例による。

号 証	標 目 (作成者等)	原 ・ 写	作 成 年月日	立 証 趣 旨
乙第284号証	令和4年度原子力規制委員会 第15回会議議事録 (原子力規制委員会)	写	R4. 6. 8	原子力規制委員会が、「審査実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善」の取組の一環として、地質審査ガイド及び地震動審査ガイドの一部改正を行ったこと
乙第285号証	基準地震動等審査ガイドの改正(令和4年度原子力規制委員会 第15回会議配布資料1) (原子力規制庁)	写	R4. 6. 8	地震動審査ガイドの一部改正において、本件ばらつき条項に係る記載が削除され、改正地震動審査ガイドに「『敷地ごとに震源を特定して策定する地震動』の策定において経験式が用いられている場合には、経験式の適用条件、適用範囲について確認した上で、当該経験式が適切に選定されていることを確認する。」との記載が新設されたこと等
乙第286号証	令和3年度原子力規制委員会 第5回会議議事録 (原子力規制委員会)	写	R3. 4. 21	原子力規制委員会が、設置許可基準規則の解釈及び地震動審査ガイド等の一部改正を行ったこと
乙第287号証	標準応答スペクトルの規制への取り入れのた	写	R3. 4. 21	設置許可基準規則の解釈等の一部改正により、「震源を特定せず策

	<p>めの実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正－改正案に対する意見募集の結果及びこれを踏まえた修正並びに今後の対応－（令和3年度原子力規制委員会 第5回会議配布資料1）</p> <p>（原子力規制庁）</p>			<p>定する地震動」の策定に当たっては、「全国共通に考慮すべき地震動」及び「地域性を考慮する地震動」の2種類を検討対象とすること、「全国共通に考慮すべき地震動」の策定に当たっては、2004年北海道留萌支庁南部地震の観測記録から推定した基盤地震動に加えて、「標準応答スペクトル」を用いることとされたこと等</p>
乙第288号証	<p>令和3年度原子力規制委員会 第13回会議議事録</p> <p>（原子力規制委員会）</p>	写	R3. 6. 16	<p>原子力規制委員会が、本件発電所に係る設置許可基準規則の解釈等の一部改正（「標準応答スペクトル」の規制への取り入れ）に伴う基準地震動の変更の要否に係る審議の結果、改正後の同解釈を適用しても、既許可の際に策定した基準地震動の変更は不要であると判断したこと</p>
乙第289号証	<p>原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 第27回 議事録</p> <p>（原子力規制委員会）</p>	写	H25. 10. 2	<p>平成25年10月2日に開催された原子力規制委員会の審査会合（第27回）において、参加人が、FO-A～FO-B～熊川断層の三連動について連動破壊を完全に否定することができるかという観</p>

				点から、実施した海上音波探査及び追加ボーリング調査等の結果を説明し、外部の専門家も交えて質疑応答が行われたこと等
乙第290号証	原子力発電所の新規制 基準適合性に係る審査 会合 第41回 議事 録 (原子力規制委員会)	写	H25. 11. 1	平成25年11月1日に開催された原子力規制委員会の審査会合(第41回)において、参加人が、FO-A~FO-B~熊川断層の三連動について連動破壊を完全に否定することができるかという観点から、実施した海上音波探査及び追加ボーリング調査等の結果を説明し、外部の専門家も交えて質疑応答が行われたこと
乙第291号証	大飯発電所 基準地震 動の評価について(平 成25年12月18日 に開催された原子力規 制委員会の審査会合(第 59回) 配布資料2- 3) (関西電力株式会社)	写	H25. 12. 18	参加人が、FO-A~FO-B~熊川断層による地震の断層モデルを用いた手法による地震動評価における不確かさケースのうち破壊伝播速度を引き上げたケースについて、当初、推本レシピに示されているGeller(1972)による経験式のみを用いて、破壊伝播速度を $V_r = 0.72\beta$ (震源域のS波速度(β)の0.72倍)としていたこと
乙第292号証	原子力発電所の新規制 基準適合性に係る審査	写	H26. 1. 24	原子力規制委員会が、参加人に対し、FO-A~FO-B~熊川断

	<p>会合 第72回 議事録 (原子力規制委員会)</p>		<p>層による地震の断層モデルを用いた手法による地震動評価における不確かさケースのうち破壊伝播速度を引き上げたケースについて、横ずれ断層であることを考慮することを示唆したこと</p>
乙第293号証	<p>原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 第74回 議事録 (原子力規制委員会)</p>	写 H26.1.29	<p>原子力規制委員会が、参加人に対し、FO-A~FO-B~熊川断層による地震の断層モデルを用いた手法による地震動評価における不確かさケースのうち破壊伝播速度を引き上げたケースについて、推本レシビに示されているGeller (1972) による経験式に限定せず、最新の知見も踏まえて検討するよう求め、横ずれ断層であることを考慮することを示唆した結果、参加人が、破壊伝播速度を$V_r = 0.87\beta$とする不確かさケースを設定するに至ったこと</p>